

大 個 審 第 3 号  
(答申第371号)  
令和3年5月25日

大阪府知事 様

大阪府個人情報保護審議会  
会 長 長谷川 佳彦

個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

令和3年4月26日付け地保第1356号で諮問のありました「大阪府不育症検査費用助成事業に係る個人情報の取扱いについて」に係る大阪府個人情報保護条例第7条第5項に規定する要配慮個人情報の収集禁止原則の例外事項については、審議の結果、その収集する要配慮個人情報が事業の目的を達成するために必要不可欠と認められることから、下記事項に留意の上、本件収集に関して例外事項に該当するものとして取り扱って差し支えないものと認めましたので、答申します。

記

- 1 実施機関において、「個人情報の取扱い及び管理に関する要綱」に基づき本事業のために用いる個人情報の管理責任者、担当職員、保管場所、保存期間等を定め、個人情報の漏えいの防止等、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。  
また、本事業において個人情報を取り扱う職員については、必要最小限の人数とすること。
- 2 実施機関が収集する個人情報については、本事業の実施のための必要最小限のものに限定することとし、収集した個人情報については、保存期間経過後、遅滞なく消去するとともに、個人情報を含むデータは、機器内部の記憶装置から全て消去すること。

(答申に関与した委員の氏名)

長谷川佳彦、島田佳代子、近藤亜矢子、嵯峨嘉子、西上治、丸山敦裕